

中央防災会議
第 34 回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 議事次第

日 時：平成 26 年 3 月 28 日（金）7:37～7:57

場 所：官邸 4 階 大会議室

1. 開 会

2. 会長発言（内閣総理大臣）

3. 議 題

（1）南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係

- ・南海トラフ地震防災対策推進地域の指定（案）について【答申】
- ・南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定（案）について【答申】
- ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（案）について【決定事項】

（2）首都直下地震対策特別措置法関係

- ・首都直下地震緊急対策区域の指定（案）について【答申】
- ・首都直下地震緊急対策推進基本計画（案）について【報告事項】
- ・行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画（案）について【報告事項】

（3）その他

- ・大規模地震防災・減災対策大綱（案）について【決定事項】
- ・平成 26 年度総合防災訓練大綱（案）について【決定事項】
- ・会長専決事項の処理について【報告事項】

4. 閉 会

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） 早朝から御苦勞様でございます。防災担当大臣の古屋圭司でございます。

ただいまから「中央防災会議」を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ早朝からお集まりいただき、ありがとうございます。本日はよろしく願いいたします。

中央防災会議は全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者で構成されております。時間も限られていますので、各委員の御紹介は配付の名簿のとおりとさせていただきます。

それでは、まず議事に入ります。まず中央防災会議議長であります安倍内閣総理大臣から御発言をいただきます。

○安倍内閣総理大臣 東日本大震災から3周年が経過いたしました。改めて災害で亡くなられた皆様に心からお悔やみを申し上げるとともに、御遺族、被災者の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

被災地に足を運ぶたび、復興が一步一步進んでいることを実感します。被災された方々が1日も早く、普通の生活に戻られるよう、復興をさらに加速させてまいりたいと思います。

この東日本大震災の経験を糧に、今後、発生が懸念される大規模な災害から国民の命、財産を守るため、備えをしっかりと行っていくことが重要であります。首都直下地震や南海トラフ地震は近い将来における発生が懸念され、首都中枢機能への影響や広域かつ甚大な津波被害など、我が国社会、経済に深刻な影響を与えることが想定されます。これらの大規模災害から国民の生命と財産を守るため、政府として引き続き緊張感を持って防災対策に万全を期してまいりたいと考えています。

本日の会議で御議論、決定いただく内容はいずれも南海トラフ地震、首都直下地震など、我が国において想定されている大規模災害に対して適切に備え、防災・減災対策を迅速に実行に移していくための前提となるものであります。首都直下地震及び南海トラフ地震については、先般の臨時国会で対策のための特別措置法が成立したものであり、本日の御議論、御決定を踏まえ、政府一丸となってスピード感を持って対策を進めてまいりたいと思います。

本日は、皆様の活発な御議論をよろしくお願い申し上げます。

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） 総理、ありがとうございました。

ここで報道の方は御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） それでは、議題に移ります。議題については一括で説明した後に意見交換を行い、決定事項につきお諮りしたいと思います。資料については御説明で使用する資料をお手元に用意しております。計画の本文等、説明で使用しないものについては別に置いてありますので、適宜御参照ください。

議題については亀岡政務官から御説明をいたします。

○**亀岡内閣府大臣政務官（防災担当）** 内閣府防災担当政務官の亀岡でございます。

お手元の資料に沿って御説明申し上げます。

まず、本日のうち、南海トラフ地震対策特別措置法に係る推進地域及び特別強化地域並びに首都直下地震対策特別措置法に係る緊急対策区域についての答申、南海トラフ地震に係る基本計画、大規模地震防災・減災対策大綱、平成26年度総合防災訓練大綱がこの会議での決定事項です。首都直下地震に係る基本計画及び緊急対策実施計画は、閣議決定事項でございますが、密接に関係いたしますので、あわせて御説明させていただきます。

まず第1に、南海トラフ地震対策特別措置法関係について御説明します。

資料1-1、本議題は資料の中で赤字でお示しをしている地域の指定に関する答申2件と、基本計画の決定についてお諮りするものです。

まず地域指定でございます。本件は1月の前回会議での諮問に対する答申案です。資料の6ページをごらんください。南海トラフ地震対策を推進すべき地域として、内閣総理大臣が指定する南海トラフ地震防災対策推進地域の案です。具体的には最大規模の地震、津波により震度6弱以上が見込まれる地域、津波高3メートル以上で海岸堤防が低い地域等を勘案しつつ、関係都府県等の意向を踏まえ、緑色の1都2府26県707市町村を答申したいと考えております。

7ページ、津波避難対策を特に強化すべき地域として、内閣総理大臣が指定する特別強化地域の案です。具体的には30センチ以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域を勘案しつつ、関係都府県等の意見を踏まえ、青色の1都13県139市町村を答申したいと考えております。この地域では国庫補助のかさ上げにより避難施設、避難路を整備するなど、津波避難対策を促進します。

続いて、基本計画の決定について御説明いたします。資料1-3、全体で6章の構成となっております。

第1章で、対策の意義を示した上で、第2章で極めて広域にわたって強い揺れと巨大な津波が発生するなどの南海トラフ地震の特徴を踏まえ、関係者が連携してハードとソフトを組み合わせた総合的な防災対策を推進することを基本的な方針としています。

第3章では、今後10年間で達成すべき防災目標として、死者数をおおむね8割、建物被害をおおむね5割減少させることを掲げた上で、具体的な施策と目標を示しています。

第4章では、災害応急対策の実施に関する基本的方針を示しています。

これら第1章から第4章を踏まえ、地方公共団体等が作成する各種計画の基本となる事項を第5章、第6章で示しております。

議題1の説明は以上です。

次に、議題2、首都直下地震対策特別措置法関係について御説明します。

資料2-1、本議題は資料の中で赤字でお示ししております区域の指定に関する答申案についてお諮りするとともに、関連する基本計画及び政府業務継続計画の閣議決定案について御説明するものです。

まず区域指定でございます。本件は1月の前回会議での諮問に対する答申案です。

4ページ、本答申案は首都直下地震対策を緊急に推進すべき区域として、内閣総理大臣が指定する首都直下地震緊急対策区域の案です。具体的には震度6弱以上が見込まれる地域、津波高3メートル以上で海岸堤防が低い地域等を勘案し、関係都府県等の意向を踏まえ、1都9県310市区町村を答申したいと考えております。

資料2-3、首都直下地震緊急対策推進基本計画案について御説明いたします。

まず対策の意義を示した上で、施策の基本的な方針として首都中枢機能の確保のための業務継続体制の構築やライフライン、インフラの維持の必要性。膨大な被害へ対応するため、耐震化と火災対策、道路交通麻痺対策、膨大な避難者、帰宅困難者対策などを行うことを示しています。このほか自助、共助、公助による被害の軽減に向けた備えや、2020年に予定されているオリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対策などを位置づけています。

7で政府が講ずべき措置については、施策の基本的な方針を踏まえた具体的な対策を示しています。

次に、資料2-4をごらんください。政府業務継続計画案について説明いたします。これは前回の会議で御報告いたしました政府業務継続計画案に基づき、法定計画として作成するものです。今後この計画をもとに各省庁の業務継続計画の見直しを行い、政府全体の行う継続体制の確保を図っていきます。なお、これらの計画は中央防災会議の場ではなく、その後の閣議で決定いたします。

議題2の説明は以上です。

続いて議題3、その他の大規模地震防災・減災対策大綱について御説明いたします。

資料3-1、中央防災会議において、これまで策定してきた5つの地震対策大綱について、今回、1つの大綱に統合し、さらに昨年5月の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ最終報告、さらに12月の首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告において示された課題等を追加して、大規模地震防災・減災対策大綱として決定するものがあります。本大綱においては、今後発生するおそれのある大規模地震への防災・減災対策として、今後の課題として検討すべき施策や個別の具体的な施策を羅列的に網羅的に取りまとめています。

大規模地震防災・減災対策大綱の説明は以上であります。

続いて、平成26年度総合防災訓練大綱について御説明いたします。資料4-1をお開きください。総合防災訓練大綱は、国や地方公共団体等で実施する防災訓練の基本的な方針を示すとともに、国において実施する訓練の概要等を示すもので、平成26年には9月1日の防災の日については、政府本部運営訓練を首都直下地震の想定で実施する予定です。

(2) 緊急災害現地対策本部訓練を運営訓練として、より本格的に各地域で実施いたします。

(5) 11月5日の津波防災の日を念頭に、津波防災に関する訓練を大規模に実施いたし

ます。

(6) 火山に関する防災訓練の記述を新規に追加いたします。

(11) 在日米軍等と実施する日米共同統合防災訓練の記述を新規に追加します。などの見直しを行っております。

訓練大綱の説明は以上です。

最後に、会長専決事項の処理についてを御説明いたします。資料5をお開きください。前回の中央防災会議以降、本日までの間に資料の記載4件を会長専決いたしましたので、御報告いたします。

説明は以上です。ありがとうございました。

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） 御苦勞様でございます。

それでは、審議に移ります。これらの議題につきまして御質問、御意見等々ございましたらよろしくお願いを申し上げます。

泉田委員、よろしくお願いをいたします。

○泉田委員 御説明ありがとうございました。

南海トラフ地震及び首都直下地震特措法に係る地域指定についてであります。関係都府県から自治体の意見を尊重した指定が行われたことに関して、感謝の声が寄せられております。政府の対応に御礼を申し上げたいと思います。

1点お願いでございますが、これから実行する段階でございますけれども、自治体を実施する事業における国の負担及び補助のかさ上げ等の財政上の特例措置の判断について、ぜひ柔軟にお願いしたいということでございます。

一例申し上げますと、1、2階が地域施設であり、3階と4階が避難施設で津波避難をしたいという場合に、これは実体上の判断で特例が認められないという声が寄せられておりますので、常に避難施設として使うわけでないような施設については、ぜひ対応をお願いできますよう御配慮をお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございました。

続きまして、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 御指名ありがとうございます。

本日、議題となっております防災対策の実施に当たりましては、地域の皆さんの総力を結集して、地域の防災力を強化することは必要であります。昨年秋に成立いたしました消防団を中核とした地域防災力の充実に関する法律においては、まさにこのことを推進しようとするものであります。

私たち消防団も最善を尽くしますが、このことについては幅広い国民の皆さんの御理解、御協力が大事ですので、私ども日本消防協会は8月29日、東京国際フォーラムで広範囲な皆さんの参加をいただいて、これからの国民運動になるような大会をすることとしております。皆様の御支援のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

引き続きまして、防衛大臣。

○小野寺防衛大臣 防衛大臣です。

防衛省自衛隊では、東日本大震災以降、各地の教訓事故を踏まえ、自衛隊の災害対策の充実化に取り組んできたところであります。東日本大震災において各機関の連携の重要性が確認されたことを踏まえ、平成 24 年度から関係省庁等の参加をいただき実施しております自衛隊統合防災演習や、本年度にオスプレイの参加も予定しました日米共同統合防災訓練について、26 年度の総合防災訓練大綱に記載されることになりました。

今後も引き続き関係機関や米軍と一層緊密に連携して、実践的な防災訓練に取り組み、災害対処能力の実行性向上に努めてまいります。

以上です。

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

引き続き総務大臣。

○進藤総務大臣 総務省といたしましては、避難及び救命救助活動や大規模火災の対応など、国民の命を守るための消防防災体制の充実・強化が重要と認識しております。

まず第 1 に、緊急消防援助隊を平成 30 年度末に 6,000 隊に大幅増隊をいたします。また、石油コンビナート火災等に対応するドラゴンハイパー・コマンドユニットの新設や、高度な特殊車両の配備を進めてまいりたいと存じます。

第 2 に、さきの臨時国会で成立いたしました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえまして、消防団への加入促進、処遇改善、装備・教育訓練の充実等を進めてまいります。また、ただいま御発言がありました日本消防協会渡邊委員からの 8 月 29 日の大会も、しっかり応援をさせていただきたいと考えております。

第 3 に Jアラートであります。全国瞬時警報システムの整備を 100%の整備にしなくてはなりません。加えて ICT や G 空間情報の活用により、迅速確実な災害情報伝達手段の充実を進めてまいります。関係機関との連携によりまして、国民の命を守る消防防災体制の強化にしっかり取り組んでまいります。

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

泉田委員からは、地域の実情に応じた柔軟運用という視点からの御要望だと思います。承らせていただきました。

それでは、決定事項である議題 1 の全ての項目、議題 2 のうち区域指定にかかわる答申並びに議題 3 のうち、大規模地震防災・減災対策大綱及び平成 26 年度総合防災訓練大綱について、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございます。

各案件については原案のとおり進めることといたします。

本日の会議で答申決定を行った南海トラフ地震及び首都直下地震にかかわる地域の指定、計画について、今後発生が予想されている大規模な地震に対する対策を適切に実行するために前提となるものであり、これらに基づく防災対策のための施策の実施について、引き続き関係省庁の積極的な御協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、結びに総理から一言、お願いをいたします。

○安倍内閣総理大臣 首都直下地震及び南海トラフ地震に係る各種地域指定、計画の決定に当たり、皆さんに御尽力いただき感謝申し上げます。

各大臣に当たっては、本日の決定を受け、さらなる防災・減災対策の充実・強化に向け、防災担当大臣を中心に政府横断的に精力的な検討を行うとともに、各省庁が連携して防災対策を確実に推進していただきたいと思えます。

今後も災害に強い強靱な国づくりに向け、全力をあげて取り組んでまいりたいと思えます。皆様方の一層の御理解と御支援のほどよろしくお願いをいたします。

○古屋内閣府特命担当大臣（防災） ありがとうございました。

各委員におかれましても、災害対策に関して今後、一層の御協力をお願いいたします。なお、審議内容については私が閣議後の記者会見で発表いたします。

それでは、これもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。